

那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 10 月 25 日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城 間 幹 子

(提案理由)

人事院規則の改正に併せ職員に対する時間外命令勤務の上限時間に係る規定を設けるとともに、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴い、会計年度任用職員等に関する規定を整備し、及び字句の整理を行うため、この案を提出する。

令和元年10月25日 原案可決
那覇市・南風原町環境施設組合議会
議長 喜舎場 盛三



那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
の一部を改正する条例

那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成12年
那覇市・南風原町環境施設組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第5条の2 [略]	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第5条の2 [略]
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)	2 前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、職員の健康及び福祉を考慮し、規則で定める。 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)
第6条の2 [略]	第6条の2 [略]
2 管理者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、 <u>第5条の2</u> に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項、第5項及び第6項において同じ。）をさせてはならない。	2 管理者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、 <u>第5条の2第1項</u> に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項、第5項及び第6項において同じ。）をさせてはならない。
3 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、 <u>第5条の2</u> に規定する勤務をさせてはならない。	3 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、 <u>第5条の2第1項</u> に規定する勤務をさせてはならない。
4 [略]	4 [略]
5 管理者は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公	5 管理者は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公

務の運営に支障がある場合を除き、第5条の2に規定する勤務をさせてはならない。

6 管理者は、要介護のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第5条の2に規定する勤務をさせてはならない。

(臨時の任用職員の休日等)

第14条 臨時に任用された職員の勤務時間、休日及び休暇については、管理者が別に定める。

務の運営に支障がある場合を除き、第5条の2第1項に規定する勤務をさせてはならない。

6 管理者は、要介護のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第5条の2第1項に規定する勤務をさせてはならない。

(会計年度任用職員等の勤務時間、休日及び休暇)

第14条 地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項に規定する臨時の任用職員の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質及び勤務の形態を考慮し、規則で定める。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。